

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上と企業の持続的成長のためには、経営の効率化・透明性を高め、公正で健全な企業活動を行うことが最重要であることを認識し、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保と充実強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	3,098,000	26.99
三井化学株式会社	3,098,000	26.99
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロー プライズド ストック ファンド	907,000	7.90
種田 修	301,000	2.62
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	200,000	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	173,000	1.50
学校法人田中育英会	167,000	1.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	167,000	1.45
アキ商会株式会社	125,000	1.08
大和産業株式会社	124,000	1.08

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松浦康治	弁護士								○			
望月正芳	公認会計士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松浦康治	○	松浦康治氏は、当社の法律顧問である柏木総合法律事務所の代表パートナー（共同代表）弁護士であります。同法律事務所と当社との取引金額は僅少であり、また松浦氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。	松浦康治氏は、長年弁護士として培われてきた豊富な専門知識・経験と高い見識を有しており、社外取締役として客観的な立場から当社の経営について監督と助言をしていただいております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を充たしており、また実質的にも当社経営陣と利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、継続して独立役員に指定しております。
望月正芳	○	――	望月正芳氏は、公認会計士及び税理士として豊富な専門的知見やこれまでに複数の企業の監査業務に携わった経験を有しており、客観的な立場から当社の経営について監督と助言をいただけると判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を充たしており、また実質的にも当社経営陣と利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、新たに独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門(監査室)は、相互にそれぞれの年間監査計画や監査結果等につき意見・情報交換を行うなど、緊密に連携しつつ効率的かつ実効性のある監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川上康夫	他の会社の出身者							△		△				
中野敬久	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川上康夫	○	川上康夫氏は、当社の特定関係事業者(主要な取引先)である三井化学株式会社の出身者(平成25年6月退社)であります。また、同社は、当社の筆頭株主(発行済株式の26. 93%を保有)であります。	川上康夫氏は、平成25年6月に三井化学株式会社を退社し、当社の常勤の社外監査役に就任いたしました。が、現在同社と同氏個人との間に特別な利害関係は全くなく、同社の意向に影響されずに、当社の常勤の社外監査役として当社経営陣から独立した客観的な立場から当社経営に対する監査業務に専念しております。また、同氏は、三井化学株式会社における長年の経理・財務業務の経験を通じて財務及び会計に関する高度な専門的知識を有しており、これを活かし、公正な見地で意見等をいただいております。当社の監査機能の強化に貢献しております。なお、当社は、三井化学株式会社と資本・取引関係がありますが、当社の事業活動及び経営判断にあたっては、自主自立を基本方針とし当社自らの責任において意思決定と業務執行を行っており、独立性を保持しております。これらの点から、同氏は、当社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者ではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、継続して独立役員に指定しております。
中野敬久	○	該当事項はありません。	中野敬久氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な専門的知見を有しており、また企業経営者としての幅広い経験と見識を有していることから、当社の社外監査役として、高度な専門知識を活かし、客観的な立場から当社を監査していただいております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を充たしており、また実質的にも当社経営陣と利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、継続して独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-----------------------	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役2名及び社外監査役2名(うち1名は常勤監査役)は、独立役員の資格を充たしており、これらの社外役員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の役位別報酬額の設定及び各個人別の具体的な報酬額の決定にあたっては、会社の業績を考慮しており、実質的には業績連動型に近い報酬体系となっております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役(8名)報酬等の総額 132百万円(うち、社外取締役 2百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、月額報酬(固定給)、賞与及び退職慰労金から構成されており、月額報酬及び賞与は、株主総会の決議による報酬限度額(注)の範囲内で決定しております。月額報酬は、役位ごとの基準額をベースに、当社業績の実績と見通しを勘案して定める額を支給することとし、賞与は、業績連動要素を取り入れた一定の計算式により算定される額に、個人別査定を加味した額を支給することとしております。退職慰労金は、役員退職慰労金支給に関する規定に基づき、役位ごとに設定した基礎額に各役位別の在任年数を乗じて得られた額の累計額を基準とし、当社の業績及び当該役員の功績を勘案して決定することとしております。なお、当該役員が在任中、当社の業績の向上、発展に顕著な功労があったと認められる場合には、上記決定額の30%を超えない額の功労金を加算できることとしております。

(注)取締役の報酬限度額 年額190百万円(平成27年6月24日開催の第86期定時株主総会において決議)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

○社外取締役のサポート体制
社外取締役に対しては、事務局(人事総務部)より必要に応じてサポートを行っております。

○社外監査役のサポート体制
・常勤監査役は、監査役会において、経営会議等の社内の重要な会議の内容や往査の結果など日常の監査を通じて得られた情報を非常勤の社外監査役に報告し、情報の共有化を図っております。

・監査役の職務を補助する専任の部署・要員は置いておりませんが、人事総務部及び経理部所属の各1名を指定し、監査役のスタッフ業務を兼務させており、必要に応じて社外監査役に対するサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1)取締役会においては、法令及び定款で定められた事項や経営上の重要事項を審議・決定するとともに、その他の重要事項や業務執行状況について報告を行っております。
- (2)迅速な意思決定を行うため、取締役会以外に、原則として毎月2回、常勤の取締役に常勤監査役を加えた経営会議を開催し、取締役会付議事項について事前審議するほか、重要な業務執行に係る事項のすべてについて審議・決定しております。
- (3)監査役監査については、監査役会で決定した監査方針・監査計画に従い、常勤監査役を中心として取締役会や経営会議その他重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行状況等を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧するなど日常的な監査業務を行い、取締役の職務執行の監督と内部統制機能の有効性についてチェックを行っております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門(監査室)との間で、監査結果等について意見交換を行うなど、相互に連携を図り監査を実施しております。
- (4)内部監査部門として、社長直轄の監査室を設置しており、当社及び当社の子会社における法令・社内規則等の遵守状況について監査を実施しております。
- (5)会計監査人については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、当社は、会計監査人の監査計画に対応して、適時必要な資料・情報を提供しております。業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員・業務執行社員の米山昌良及び成田礼子の2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社制度のもと、常勤の社外監査役を含む監査体制により経営監視機能を強化するとともに、当社経営陣から独立した社外取締役を含む経営体制により取締役会における意思決定の適正化と取締役の職務執行に関する監督を強化することにより透明性のある経営を行っており、コーポレート・ガバナンスは機能しているものと認識しております。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	会場予約上の制約がない限り、できるだけ集中日を避けて株主総会を開催しております。
その他	当社の理解度を深めてもらうため、株主総会終了後に経営状況等の説明会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家のほか、プレス関係者を対象に年2回、原則として5月・11月に会社説明会を開催し、社長が決算等の状況や今後の見通し等について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・業績予想修正等の適時開示資料・有価証券報告書及び四半期報告書・会社説明会の要旨・資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	人事総務部及び経理部においてIR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『経営ビジョン』の中で経営理念として「企業活動を通じて、社会の持続的発展、国民生活の福祉増進に貢献するとともに、お客様、従業員、株主及び地域社会から真に信頼される存在であり続ける」旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	『企業行動憲章』において、「地球環境保全のための取り組みを経営の重要課題として位置づけ、自主的・積極的に推進する」旨を定めており、地球温暖化ガス(Co2)や産業廃棄物の削減、騒音・臭気の低減など環境負荷低減のために諸施策を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	『企業行動憲章』において、「社会から信頼される開かれた企業として、株主をはじめとしたステークホルダーに対して適時適切な企業情報の開示を積極的に行う」旨を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、あらゆる企業活動において法令・ルールや企業倫理の遵守(コンプライアンス)を基本かつ最優先事項とするなかで、効率的な事業運営を行うためには、内部統制システムを構築し、これを有効に機能させることが不可欠であり、経営上の最優先事項と認識しております。

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

1. 当社及び関係会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び関係会社は、役員及び社員の行動指針として制定した「企業行動憲章」及びより具体的な行動基準を定めた「行動規範」の周知と実践を図り、あらゆる企業活動において法令・ルール及び企業倫理の遵守(コンプライアンス)を最優先事項とすることを徹底する。
- (2) 当社において、コンプライアンス及びリスク管理に関する活動を全社的に推進するための組織として設置したコンプライアンス・リスク管理委員会(委員長:社長)は、コンプライアンス活動に関する全社横断的な方針・計画・施策の立案、実績評価、社内広報及び法令違反行為等に対する対策その他重要事項の検討・提言を行う。
- (3) 当社において、内部監査を担当する組織として設置した社長直属の監査室は、各組織における業務執行について適正・適法性の面からのチェックと評価を行い、コンプライアンスの実効性を確保する。
- (4) 当社及び関係会社は、コンプライアンス上問題のある行為については、「内部通報規則」に基づき、通常の業務執行ラインとは別に、コンプライアンス・リスク管理委員会に直接通報できる体制を構築し、運用する。
- (5) 当社及び関係会社は、反社会的な勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、また、不当な要求に対しては、毅然とした対応をとり、利益の供与は絶対に行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社において、「文書管理規則」に基づき、法令上保存を義務づけられている文書、重要な会議の議事録、重要事項に関する決裁書など取締役の職務の執行に係る情報を記録した文書を、保存及び管理する。

3. 当社及び関係会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び関係会社は、「リスク管理規則」に基づき、リスク管理意識の浸透、リスクの早期発見及びリスクの顕在化を未然に防止するためのリスク管理システムを構築し、運用を適切に行う。
- (2) 当社のコンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理に関する全社横断的な方針・計画・施策の立案、実績評価、社内広報その他重要事項の検討・提言を行う。
- (3) 当社及び関係会社において、各社がそれぞれのリスク状況について分析を行うとともに、関係会社については、当社の所管部署がその報告を受けて対応の進捗管理を行うこととし、また、当社の監査室による監査の対象とする。
- (4) 当社及び関係会社の社員が、リスク情報の報告・相談窓口である内部通報制度(以下「ヘルプライン」という。)への通報を行える体制を整える。当社社員及び関係会社の社員を対象に定期的に実施するリスク管理教育や、社内のネットワークシステムを通じてヘルプラインの存在及び活用を周知徹底する。

4. 当社及び関係会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 当社及び関係会社の取締役は、「中期経営計画」及び「年度予算」に基づいて、業績目標を設定し、その達成状況を取締役会及び経営会議において定期的に報告する。
- (2) 当社において、迅速な意思決定を行うため、原則として毎月2回、常勤の取締役から構成される経営会議を開催し、取締役会付議事項のほか重要事項のすべてについて審議を行う。
- (3) 当社において、取締役会及び経営会議の付議基準、社長又は担当取締役による決裁基準については、社内規則において明確に定める。
- (4) 当社の「稟議規則」その他の社則により、関係会社に関する事項についての当社及び関係会社の権限分配及び意思決定手続きを明確化する。

5. 関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び関係会社の健全かつ円滑な運営のため、当社の「関係会社管理規則」その他の社則により、事前に関係会社が当社の承認を要する事項及びその他の事項に関する意思決定手続き等を明確にする。
- (2) 当社は、「企業行動憲章」及び「行動規範」を当社グループに共通のものとして制定しており、関係会社に対しても「企業行動憲章」及び「行動規範」に定めるコンプライアンス等に関する行動指針及び行動基準を周知徹底させる。
- (3) 当社の監査室は、関係会社についても監査を実施する。
- (4) 関係会社の重要事項については、当社の「取締役会規則」及び「経営会議規則」に基づき、取締役会及び経営会議に付議のうえ審議する。

- (5) 当社は、関係会社の業務運営管理を適切に行うため、「関係会社管理規則」において、関係会社ごとに所管部署を定めるとともに、関係会社における経営上の重要な決定事項の当社との事前協議及び経営状況等の当社への報告に関するルールを設ける。〔

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項

当社において、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社において、監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の配置・異動・人事評価にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

8. 当社及び関係会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及び関係会社の取締役及び使用人は、1) 当社グループに重大な損害を及ぼす事項が発生し又は発生するおそれがあるとき
2) 違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告するほか、「監査役会規則」に基づき、監査役が説明を要請した事項について報告する。また、ヘルプラインを通じて当社及び関係会社の社員より報告された情報についても即時又は適宜当社監査役に報告される。
- (2) 監査室長は、「内部監査規則」に基づき、内部監査の結果を監査役に報告する。

(3)関係会社における監査役の監査結果は必要に応じて、当社の監査役に報告される。また、当社の監査役と関係会社の監査役との間で必要に応じて情報交換を行う。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社においては、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱い（解雇、降格、減給、配置転換その他の人事処分のほか、あらゆる報復措置等を含む。）を行わないこととし、関係会社にも同様の取扱いをさせる。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1)当社において、監査役は、会計監査人との間及び監査室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施する。

(2)当社において、監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況のモニタリングを行うため、取締役会のほか経営会議や事業部会議等の重要な社内会議に出席のうえ意見を述べることもできるとともに、稟議規則に定める決裁書のほか業務執行に関する重要な文書を常時閲覧することができる。

(3)当社において、代表取締役及び監査役は、定期的に意見交換会を開催し、相互の意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社において、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会勢力との関係は一切持たないことを基本方針としており、「企業行動憲章」及び「行動規範」において、反社会勢力への対応に関する規定を設け、「市民社会の秩序・安全と企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力及び団体とは一切関係を持たない」旨を宣言しております。また、当社は、会社法に基づく内部統制システム構築に関する基本方針において、コンプライアンス体制の一環として反社会勢力との関係遮断に関する事項を定めております。

2. 反社会的勢力に向けた整備状況

(1)対応統括部署

総務担当部署を対応統括部署とし、当該部署は、反社会的勢力からの不当要求や犯罪行為等に関して、他部署からの連絡・相談窓口となるとともに、警察・弁護士等の外部専門機関との間で対応策について協議を行うこととしております。

(2)外部専門機関との協議

対応統括部署では、警察が主催する連絡会等に参加し、反社会的勢力への対応に関する指導を受けるなど、平素より外部専門機関との緊密な連携関係を構築しております。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理

対応統括部署では、警察などの外部専門機関や他企業との間で定期的に反社会的勢力に関する情報の交換を行い、収集した情報を一元的に管理・蓄積しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【1】コーポレート・ガバナンス体制の模式図は、別紙1をご参照ください。

【2】適時開示体制の概要

当社は、東京証券取引所(以下「東証」という。)制定の「有価証券上場規程」(以下「上場規程」という。)に定める重要な会社情報((1)決定事実に関する情報(2)発生事実に関する情報(3)決算に関する情報)を、投資者に対して迅速、正確かつ公平に提供するため、次のとおり適時開示に係る業務体制を構築しております。

1. 重要な会社情報の管理

当社は、上場規程に定める「情報取扱責任者」として人事総務部(注)及び経理部担当の取締役を選任のうえ、重要な会社情報を一元的に管理し、当該情報の的確な把握とこれに基づいた適切な適時開示を行っております。

(注)当社人事総務部は、人事総務に関する業務を担当するほか、広報・IR並びに取締役会及び経営会議(重要な会社情報に関する事項について付議)事務局の各業務についても担当しております。

2. 重要な会社情報の適時開示(当該開示に係る業務フローの概要は、別紙2をご参照)

(1)決定事実・決算に関する情報の適時開示

上場規程に該当する決定事項に関する情報及び決算に関する情報(業績予想・配当予想の修正を含む。)については、当社制定の「取締役会規則」又は「経営会議規則」に基づき取締役会又は経営会議の付議事項としてその承認・報告を要することとしており、当該承認・報告がなされた後、「情報取扱責任者」の指示に基づき、直ちに人事総務部及び経理部の「情報開示実務担当責任者(注)」から東証に通知することとしております。

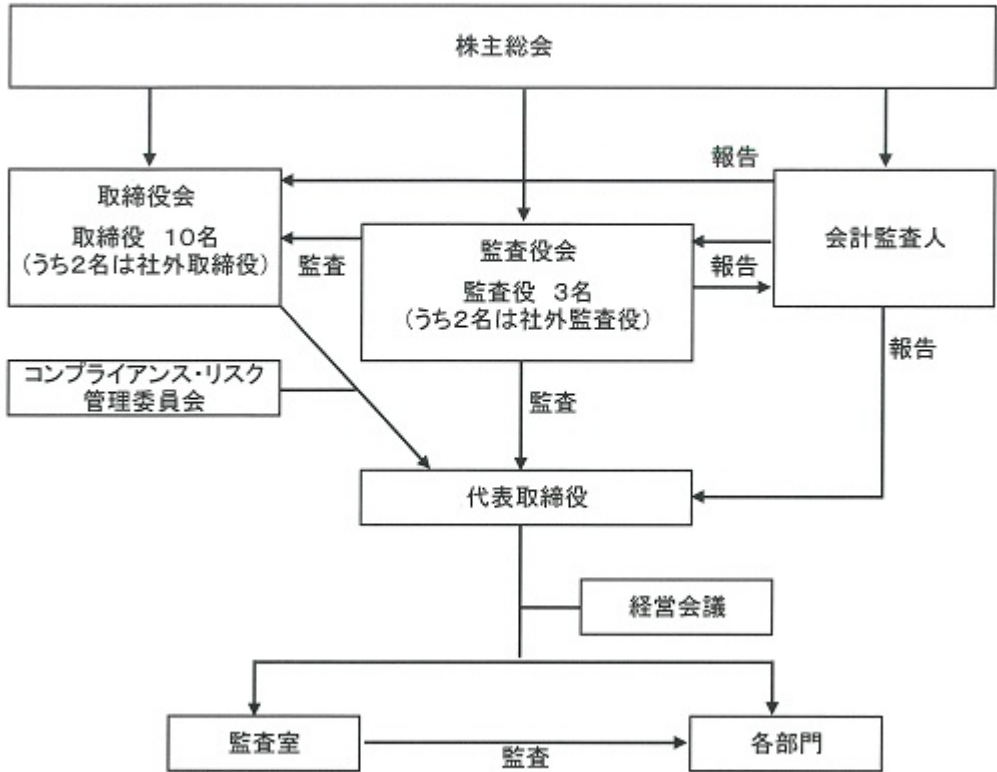
(注)「情報取扱責任者」の指示に基づき適時開示の手続き(東証への通知等)を実施する者として、人事総務部長、経理部長又はこれらに準ずる者を「情報開示実務担当責任者」に選任しております。

(2)発生事実に関する情報の適時開示

上場規程に該当する発生事実に関する情報については、当該情報に係る担当部門からの通知を受けた後、直ちに「情報取扱責任者」が社長及びその他関係取締役に対する報告を行うとともに、「情報取扱責任者」の指示に基づき、「情報開示実務責任者」から東証に通知することとしております。

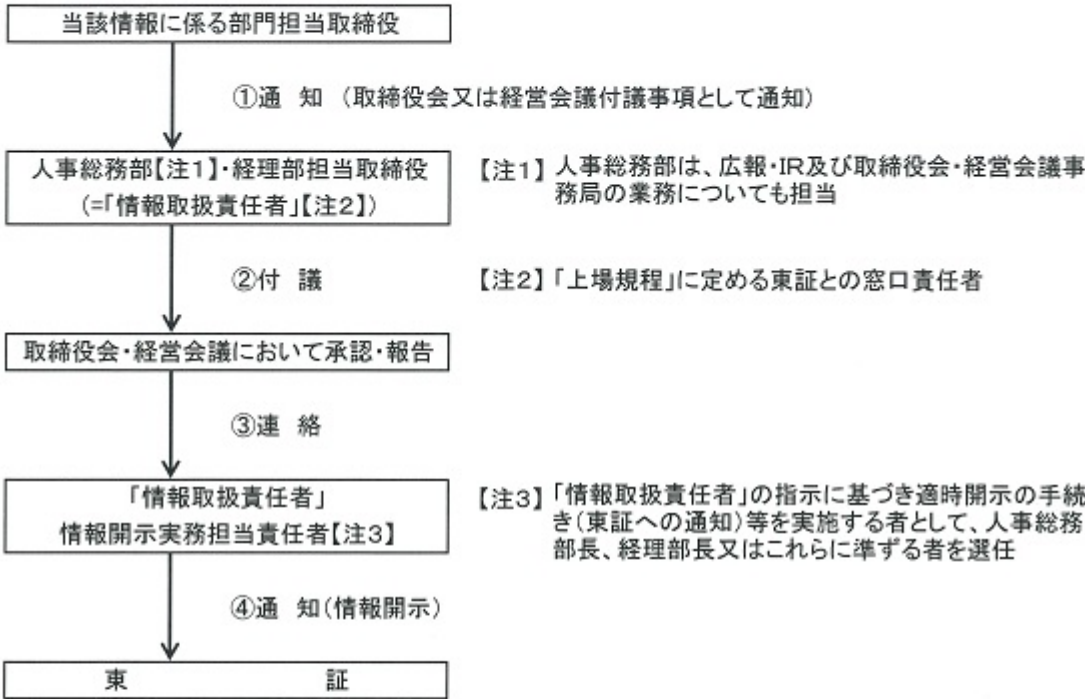
別紙1

コーポレート・ガバナンス体制(模式図)



重要な会社情報の適時開示に係る業務体制（業務フローの概要）

【決定事実・決算に関する情報】



【発生事実に関する情報】

